

青選管第 182 号  
平成29年9月28日

刑事施設の長  
留置施設の留置業務の管理者  
少年鑑別所の長

} 殿

青森県選挙管理委員会事務局長  
( 公 印 省 略 )

**第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査  
における不在者投票の管理事務について（通知）**

衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙が下記により執行されることとなり、併せて最高裁判所裁判官国民審査も執行されることとなりましたので、当該選挙及び審査に係る不在者投票事務につきましては、下記の事項に留意し、投票事務に支障をきたすことのないようお願いいたします。

これに伴い、平成29年9月11日付け青選管第129号で通知しております「衆議院青森県第4区選出議員補欠選挙」は行わないこととなりますので、御留意ください。

また、今回の選挙から、区割り改定後の選挙区（第1区～第3区）によって選挙が行われますので、御留意ください。

なお、不在者投票事務に関する資料を同封しましたが、御不明な点がございましたら、貴施設の所在地の市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会にお問い合わせくださるようお願いいたします。

記

1 第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に関する事項

(1) 選挙の期日 平成29年10月22日（日）

(2) 選挙の期日の公示日 平成29年10月10日（火）

(3) 立候補者等の氏名等 確定次第、別途通知します。

(4) 不在者投票のできる期間

平成29年10月11日（水）から平成29年10月21日（土）まで

※ 公示日（10月10日（火））に不在者投票を行うことはできませんが、投票用紙等の請求は、公示日前でもできます。

※ 今回の選挙から、最高裁判所裁判官国民審査についても、衆議院議員総選挙と同じ期間に不在者投票及び不在者投票用紙の請求ができるようになりました。

(5) 不在者投票のできる時間

上記期間の午前8時30分から午後5時まで（日曜日、休日を含む。）

(6) 不在者投票のできる選挙人

衆議院議員選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている者

**※ 年齢満18年以上の者（平成11年10月23日以前の出生者）で選挙人名簿に登録されている者が投票することができます。**

(7) 各選挙区ごとの構成市町村（今回の選挙から変更されています。）

① 青森県第1区

青森市（浪岡地区を含む）、むつ市、東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）、下北郡

② 青森県第2区

八戸市、十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町）、三戸郡

③ 青森県第3区

弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

(8) 投票の方法

① 衆議院小選挙区選出議員選挙

候補者の氏名を記載します。

② 衆議院比例代表選出議員選挙

政党その他の政治団体の名称又は略称を記載します。

③ 最高裁判所裁判官国民審査

辞めさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に「×」を記載します。辞めさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

(9) 選挙公報について

衆議院小選挙区選出議員選挙（青森県第1区～第3区分）及び衆議院比例代表選出議員選挙（東北ブロック分）に係る選挙公報並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る審査公報については、印刷完了後、各施設あてに配布しますので、適宜御利用ください。

## 2 不在者投票の事務管理上特に注意が必要な事項

(1) 不在者投票用紙を請求する方法には、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会委員長に対して、①選挙人が自ら請求する方法と、②不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法の2通りありますが、後者による請求は、当該選挙人から不在者投

票用紙等の代理請求の依頼があったときに限り行ってください。

選挙人からの代理請求の依頼がないまま、施設の長が不在者投票用紙等を請求すると、選挙が無効となる場合があるため、絶対に行わないでください。

(2) 不在者投票記載場所は、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければなりません。

(3) 不在者投票を行う場合においては、不在者投票管理者の管理の下に、選挙権を有する者を立会人に選任し、必ず立ち合わせなければなりません。したがって、2人以上の者が不在者投票を行う場所にいなければなりません（不在者投票管理者1名及び立会人1名以上の合計2人以上）。

また、代理投票の申請がある場合には、不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、代理投票を補助する者2人を投票に係る事務に従事する者から補助者本人の承諾を得て選任し、そのうち1人の補助者に、選挙人が指示する候補者の氏名を投票用紙に記載させ、他の1人を立ち合わせなければなりません。したがって、代理投票の申請があった場合には、少なくとも4人の者が不在者投票を行う場所にいなければならないので留意してください（不在者投票管理者1名、立会人1名以上及び投票代理補助者2名の合計4人以上）。

なお、投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票させないでください。

(4) 不在者投票の外封筒の表面の投票者欄の氏名には、必ず選挙人本人（代理投票の場合は、代理記載者）に選挙人の氏名を自書させた上、封をさせて提出させてください。

なお、不在者投票の外封筒の表面の代理記載人欄は、不在者投票の代理投票の仮投票を行った場合に、代理記載人に自書させるものであり、単に不在者投票の代理投票をした場合は、代理記載人の氏名を記載させないでください。

(5) 不在者投票の外封筒の表面の記載については、投票の年月日、投票場所、不在者投票管理者の記名及び立会人の署名（自書）が必要ですが、これらの記載のないものも見受けられるので十分注意してください。

(6) 不在者投票を選挙人の属する市町村選挙管理委員会に送致する場合において、郵便等をもって送致するときは、その郵送等に要する日数等を考慮に入れ、投票所を閉じた後に到着することのないよう留意してください。その際、送付用封筒の表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面には記名押印してください。

(7) 不在者投票記載場所においては、選挙運動用ポスター等の掲示が禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

(8) 不在者投票管理者は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

### 3 不在者投票に関する経費の請求

別添請求書に不在者投票者名簿を添えて、**平成29年11月17日(金)**までに、青森県選挙管理委員会へ請求してください。なお、経費の請求は、実際に投票した場合のみ行ってください(1人当たり753円)。

また、経費の請求は、不在者投票管理者の属する都道府県選挙管理委員会に対して行うこととなり、選挙人の住所が青森県以外の場合に、不在者投票をした選挙人の住所がある都道府県選挙管理委員会に請求することのないよう御注意ください。(例：八戸市の施設に入所している方の住所が岩手県である場合であっても、施設の所在地は青森県内にあるので、青森県の選挙管理委員会に経費の請求をしてください。)

担 当：選挙グループ 齊藤

電話：017-734-9076

FAX：017-734-8264

E-Mail：senkan@pref.aomori.lg.jp